

令和7年3月10日

市 政 記 者 ク ラ ブ 様

健康福祉局健康部保健医療課

担当：玉井・庄田（972-2620）

救急医療機関に対する補助金交付に係る事務処理誤りについて

本市救急医療体制を確保するため、二次救急医療体制に参加している53か所の医療機関に対して、人件費等の補助として交付している救急医療体制運営費補助金について、事務処理誤りによる過払いが判明しましたので、お知らせします。

記

1 概要

救急医療体制運営費補助金は、①「基準額に当番日数を乗じて算出した額」と②「対象経費の実支出額」を比較して少ない方の額を交付することと定めているところ、令和3年度から令和5年度における補助金の支出に際し、3医療機関に対し、本来は②「対象経費の実支出額」で支払うべきところ、①「基準額に当番日数を乗じて算出した額」の額で交付しており、結果として過大に補助金を交付していたことが判明したものです。

2 誤交付額

総額 金2,099,091円

（内訳：A医療機関 1,013,885円、B医療機関 286,106円、C医療機関 799,100円）

3 交付金額に誤りが生じた原因

各二次救急医療機関から報告いただいた①「基準額に当番日数を乗じて算出した額」と②「対象経費の実支出額」の確認が不十分であったため。

4 本市の対応

該当の医療機関に対して謝罪し、経過を説明した上、誤交付額の返還を依頼します。

5 再発防止策

交付金額を確定する際に、複数職員による確認を徹底するとともに、各医療機関から提出いただく報告様式の見直し等により過誤が生じにくい仕組みを検討します。